

○財務省告示第三十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年一月三十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年二月十日  
財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第八  
回）  
二 発行の根拠  
平成二十年度における公債の発  
行の特例に関する法律（平成二  
十年法律第二十四号）第二条第  
一項並びに特別会計に関する法  
律（平成十九年法律第二十三号）  
第四十六条第一項及び第四十七  
条

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格競争入札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした



振替単位	八					七					ハ					ロ												
	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 発 行 争	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場					
振替法の規定による振替口座簿	五 万 円				六 百 二 十 四 億 六 百 二 十 五 万 円				八 百 九 億 七 千 八 百 三 十 五 万 円	八 万 八 千 百 六 十 五 億 八 千 二 百 八 十 五			二 十 五 億 円		二 十 五 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 六 百	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 七					で 八 百 十 一 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六	百 二 十 五 万 円	額 面 金 額 で 三 千 百 七 十 億 五 千 四

十 十  
一 一  
發

ロ イ

十 十  
三 二

の 經 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 發  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

十 額 十 額 平 す 額 の の  
五 面 錢 面 成 る の 記 載  
錢 金 以 金 二 。 的 又  
百 額 上 額 十 十 整 数  
円 百 の 百 一 十 倍  
に 円 円 年 一 年 一  
つ 九 九 月 三 月 三  
き 十 十 十 十 十 十  
九 九 九 十 十 十 十  
十 十 十 十 十 十  
九 九 九 十 十 十 十  
円 円 円 十 十 十 十  
八 八 八 十 十 十 十  
の 應 募 価 格  
と 金

(一) 年  
一 九 九 年  
一 月 三 十 日

は、募入決定の通知を受けた者  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、募入決定の通知を受けた者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 19}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 發行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとし、振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式  
による。

十四	第二期利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
----	-------	------	------	-----	-----	------	---	------

り算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十年十二月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十一年一月三十日